

第92回 佐用町議会〔定例〕会議録（第5日）

令和元年12月20日（金曜日）

出席議員 (13名)	1番	金 澤 孝 良	2番	児 玉 雅 善
	3番	加 古 原 瑞 樹	4番	千 種 和 英
	5番	小 林 裕 和	6番	廣 利 一 志
	7番	竹 内 日 出 夫		
	9番	岡 本 義 次	10番	金 谷 英 志
	11番	岡 本 安 夫	12番	西 岡 正
	13番	平 岡 き ぬ ゑ	14番	山 本 幹 雄
欠席議員 (1名)	8番	石 堂 基		
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	中石嘉勝	書記	鎌田康正
説明のため出席 した者の職氏名 (18名)	町長	庵途典章	副町長	坪内頼男
	教育長	浅野博之	総務課長	藤木卓
	企画防災課長	服部憲靖	税務課長	山田裕彦
	住民課長	敏蔭高弘	健康福祉課長	福本秀基
	高年介護課長	長峰忠夫	農林振興課長	衣笠俊博
	商工観光課長	真岡伯好	建設課長	重崎勇人
	上下水道課長	梶本周作	南光支所長	竹内秀夫
	三日月支所長	服部吉純	会計課長	大永克司
	教育課長	宇多雅弘	生涯学習課長	安東文裕
欠席者 (名)				
遅刻者 (名)				
早退者 (名)				
議事日程	別紙のとおり			

【本日の会議に付した案件】

- 日程第 1. 議案第 56 号 佐用町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例について（委員長報告）
- 日程第 2. 議案第 57 号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例の制定について（委員長報告）
- 日程第 3. 議案第 58 号 佐用町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定について（委員長報告）
- 日程第 4. 議案第 51 号 町道路線の認定について（委員長報告）
- 日程第 5. 議案第 59 号 佐用町森林環境譲与税基金条例の制定について（委員長報告）
- 日程第 6. 報告第 7 号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解することについて）
- 日程第 7. 議案第 88 号 工事請負契約の変更について（さよう木材ステーション整備事業 佐用クリーンセンター工場棟解体工事）
- 日程第 8. 同意第 2 号 佐用町監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 9. 同意第 3 号 佐用町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 10. 閉会中の常任委員会所管事務調査について
- 日程第 11. 議員派遣について
-

午前 09 時 30 分 開議

議長（山本幹雄君） おはようございます。

皆様、早朝よりご出席を賜り、まことに御苦勞さまでございます。

早いもので、師走も残りわずかです。振り返りまして、今年は、異常気象によるものか、稀に見る大型の台風により全国に台風災害をもたらせております。不謹慎な発言になるかもしれませんが、我が町佐用町では大過なく過ごしたことは幸いでした。ただ、佐用町でも 10 年前大きな災害に見舞われました。再び、あのような災害に見舞われないとは限りません。常に肝に銘じておかなければならないということでもあります。

佐用町民の安心と安全を守らなければならない議会としましては、特に、意識しておかなければならないことでもあります。

そして、喜ばしいこととしましては、平成天皇が退位さ上皇となられ、令和天皇が誕生したことでもあります。その儀式の大嘗祭において供え物の特産物に佐用町もち大豆が選ばれるということがあり、大変喜ばしいことでありました。

今年も残りわずかとなりましたが、皆様には体調に気をつけ乗り越えていただきたいと思っております。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、石堂議員より、入院治療のため欠席届が提出され受理しておりますので報告しておきます。

それでは、直ちに日程に入ります。

- 日程第 1. 議案第 56 号 佐用町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例について（委員長報告）
- 日程第 2. 議案第 57 号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例の制定について（委員長報告）

日程第 3. 議案第 58 号 佐用町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定について
(委員長報告)

議長 (山本幹雄君) 　　まず、日程第 1 から日程第 3 までを一括議題とします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長 (山本幹雄君) 　　ご異議なしと認めます。よって、日程第 1、議案第 56 号、佐用町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程第 3、議案第 58 号、佐用町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定についてまでを一括議題とします。

議案第 56 号、議案第 57 号及び議案第 58 号については、所管の総務常任委員会に審査を付託しておりますので、総務常任委員会の審査報告を求めます。

総務常任委員長、千種和英君。

〔総務常任委員長 千種和英君 登壇〕

総務常任委員長 (千種和英君) 　　おはようございます。

それでは、本定例会におきまして、総務常任委員会に審査を付託されました案件の審査結果について、報告をさせていただきます。

審査日時は、令和元年 12 月 6 日、午前 9 時 28 分に開会をいたしました。

審査場所については、役場第 1 庁舎西館 3 階議員控室です。

出席者、総務常任委員 7 名。当局からは、町長、副町長、総務課長、同課総務人事室長、同課財政室長、同課総務人事室室長補佐及び農林振興課長。事務局からは、中石局長、局長補佐でございます。

今期定例会において、総務常任委員会に付託されました案件 3 件についての審査を行いました。

まず、議案第 56 号 佐用町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例についての審査を行いました。

まず、当局の追加説明を求めました。

条例改正の中身は、準用規定の一文を追加する内容で、改正の背景は、行政財産については、普通財産とは違い、行政目的に使用することに限られており、それを貸し付けたり、交換したり、売り払ったりということは、地方自治法において、原則できません。

法律の改正前では、地方自治法の規定で、貸し付けの例外が規定されています。例外は、国やほかの地方公共団体に貸し付ける場合、電線とか、鉄道とか、そういった地上権を設定する場合については、貸し付けができます。これには土地に限るという規定がありました。

建物を貸し付ける場合は、その用途又は目的を妨げない限度において使用を許可するというので、民法上という貸借ではなくて、使用を許可するという行政処分で一時的な利用を許可してありました。

この地方自治法が平成 18 年に貸し付けの範囲が拡大の方向で改正されました。

平成 17 年、平成の大合併によって、役場、市役所の庁舎に空きスペースが出ています。これを貸し付ける場合は、従前の地方自治法の規定では、民法上の貸付けはできないが、改正前の法律に基づく行政財産の一時的な貸付け、使用の許可しかできないということで、

長期的、安定的な貸付けができず、各自治体から庁舎等の空きスペースを有効活用したいということで、法律改正の声が上がっており、それに基づいて、この地方自治法が第 238 条の 4 のように改正され、庁舎等の空きスペース、建物についても普通財産と同じように貸付けができるというものです。

普通財産を貸し付ける場合で、無償貸付け又は時価よりも低い価格で貸し付ける場合は、その相手方が、国とか他の地方公共団体とか、公共的団体に限ります。また、災害時等に利用する場合も無償貸付けや減額貸付けができると規定してあります。

平成 18 年の地方自治法の一部改正により、建物の貸付けについて、普通財産と行政財産、同じような取り扱いができるというようになったことで、この条例についても普通財産と同じような規定が必要になり、今回、準用規定を追加したという説明がありました。

質疑を行いました。

質疑としては、町内での具体的な例についてという質疑がありました。答弁としては、行政財産の、まず、建物、有償では 7 件で、これは佐用郡医師会とか、姫路ケーブルテレビ等がある。無償に関しては 24 件、森林組合、地域づくり協議会等に各施設を貸してある。また、土地に関しては、有償では 13 件、NTT ドコモに携帯の基地局であるとか、関西電力に電柱、また、自動販売機の設置等の例があるという答弁がありました。

また、庁舎の空きスペースについて、今後貸し付けは、いわゆる公共団体以外でも民間でもいいのかというふうに解釈できるのかという質疑に対しては、はい、そのとおりですという答弁がありました。

ほかに質疑はなく、質疑を終結しました。

続いて、討論を求めました。討論はなく、討論を終結しました。

採決を行いました。採決の結果、全員賛成。よって、議案第 56 号、佐用町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決すべきと決しました。

続いて、議案第 57 号、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例の制定についての審査を行いました。

当局に追加説明を求めました。

この条例制定は、5 つの条例の改正で法律の改正に伴い、その改正内容は法律の一文が削除され、それに伴い、それらを引用している条例改正が必要になったものである。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律というものができ、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の適正化等を図るという、これが法律の趣旨の重要なポイントで、これに基づき、佐用町で今回の条例改正の影響があったのが、地方公務員法と児童福祉法であります。

地方公務員法には、欠格条項として、成年被後見人又は被保佐人という文言がありました。

それから、児童福祉法においては、養育里親の欠格事由等ということで、ここにも同じ文言、成年被後見人又は被保佐人という文言がありましたが、法律から削除するという事になったので、その関係条例を改正する必要が生じました。という説明がありました。

質疑を行いました。

質疑に関しては、地方公務員法第 16 条の中身の改変の確認についての質疑があり、地方公務員法の第 16 条の欠格条項で、これは地方公務員の採用に当たり、この欠格条項に該当すれば、採用できないということ、また、この第 16 条に規定してある状態になれば、その時点で、公務員であるものは失職するといった内容の法律との確認の答弁でした。

ほかの質疑はなく、質疑を終結しました。

討論を求めました、討論はなく、討論を終結しました。

採決を行いました、採決の結果、全員賛成。よって、議案第 57 号、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例の制定については、原案のとおり可決すべきと決しました。

続いて、議案第 58 号、佐用町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定についての審査を行いました。

当局に追加説明を求めました。

今回の条例は、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律、こういう法律があり、その法律に基づいた条例を定めるということでもあります。

この法律による派遣のケースは 2 つあり、在籍派遣と退職派遣ということになります。

在職派遣の派遣先の対象法人は、公益的な法人に限定されます。一方、退職派遣の対象法人は、当該地方公共団体が出資をしている株式会社等で、その会社が佐用町の事務事業と密接な関連を有しているものに限られ、民間の会社、いずれもどんな会社にも派遣できるというわけではないということです。

派遣前の手続きについては、派遣に当たり、派遣先と十分な取り決めをし、合意を得て、その内容を派遣する職員に十分説明して、同意を得て、同意を得た上で派遣をします。

派遣期限は 3 年以内が原則になっているが、この在籍派遣の場合は 5 年まで延長が可能であります。給与に関しては、原則として、派遣先が払うことが法律で定められていますが、在籍派遣の場合に限り、その派遣先の業務がもともと佐用町の事務事業であった場合であるとか、特別な場合については、佐用町が、その給与を負担することができます。

復職については、この派遣法は、この復職を保障するものであり、派遣の期間が満了した場合には、復職を保障している制度であります。

これに基づく条例で、職員の派遣ということを書いてあり、第 2 条第 1 項第 3 号の最後に、公益的法人等で規則で定めるというふうに規則委任がしてあります。

規則委任により佐用町が現在想定している派遣先というのが、社会福祉協議会、佐用郡の森林組合、シルバー人材センター、それから県農業共済組合、そして全国町村会です。これについては、これから佐用町が、ここに派遣をするという意味ではなく、県の農業共済組合は、当然、予定をしておりますが、あとは可能性があるということで、今回の規則に定めてあります。

また、会計年度任用職員は、派遣の対象から外すということで、今現在、派遣の対象となるのは、正規の職員と再任用職員であります。

派遣職員の職務への復帰も 6 つのケースを想定して定めてあります。

そして、これは派遣職員の給与は、原則派遣先がみるということになっておりますが、在職派遣の場合、一定の条件下では、それを派遣元の佐用町が負担することができる場合があり、その場合も定めてあります。

以降、職務に復帰等に関しての各条項に関して詳細な説明を受けました。

説明が終わり、質疑を行いました。

質疑としては、東北の復興支援への派遣はどうだったのかという質疑に対しては、東北支援は、地方公共団体、同じレベルの町から町への派遣で、今回の派遣法というのは、民間に派遣する場合の規定で、一部事務組合であるとか同じレベルの町、市とか、地方自治法の制度の枠組みの中で、現在もできるという答弁がありました。

また、質疑の中で、復職として戻って来る時に、本人の不利益にならないようにという項目があったが、これは、本人の希望を受け入れるということなのかという質疑に対しては、原則としては、同じ部署に戻すというのが原則ではある。ただ、人事の関係もあり、違う部署に戻す場合に、本人の意向調査、そういった了解を得ながら、もとに戻すという

ことで、こちらが本人がどこに行きたいかというような希望を聞くというものではないということです。この不利益というのは、身分的な不利益ということであり、役場職員であれば、その職務に当たる、どの部署で働くかというのは、人事権の裁量内であります職員としての身分というものは全く変わらない。不利益ということであるという答弁がありました。

質疑を終結しました。

討論を求めました、討論はなく、討論を終結しました。

採決を行いました。採決の結果、全員賛成。よって、議案第 58 号、佐用町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定については、原案のとおり可決すべきと決しました。

以上の審査を 10 時 25 分に終了し、委員会を閉会いたしました。

以上で、報告とさせていただきますが、詳細については、会議録をご参照ください。

以上でございます。

議長（山本幹雄君） 総務常任委員長の審査報告は終わりました。

それでは、議案第 56 号から順次、委員長報告に対する質疑及び、討論・採決を続けて行いますので、よろしく願いいたします。

まず、議案第 56 号、佐用町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 56 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第 56 号、佐用町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例については、委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、議案第 57 号、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例の制定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 57 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第 57 号、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。
続いて、日程第 3、議案第 58 号、佐用町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これから討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 58 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第 58 号、佐用町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 4．議案第 51 号 町道路線の認定について（委員長報告）

日程第 5．議案第 59 号 佐用町森林環境譲与税基金条例の制定について（委員長報告）

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第 4 に入ります。
日程第 4 及び日程第 5 を一括議題とします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めます。よって、日程第 4、議案第 51 号、町道路線の認定について及び、日程第 5、議案第 59 号、佐用町森林環境譲与税基金条例の制定についてを一括議題とします。
議案第 51 号及び議案第 59 号は、所管の産業厚生常任委員会に審査を付託しております

ので、産業厚生常任委員会の審査報告を求めます。

産業厚生常任委員長、加古原瑞樹君。

〔産業厚生常任委員長 加古原瑞樹君 登壇〕

産業厚生常任委員長（加古原瑞樹君） おはようございます。

それでは、今期定例会におきまして、本委員会に付託を受けておりました案件について報告をさせていただきます。

審査日時は、令和元年12月9日。

審査場所は、本庁舎西館3階議員控室です。

石堂委員が入院治療のため欠席であったので、出席者は産業厚生常任委員会委員6名と議長。当局からは、町長、副町長、総務課長、同課財政室長、建設課長、同課道路河川管理室長、同室室長補佐、農林振興課長。事務局からは、局長と局長補佐であります。

まず、議案第51号、町道路線の認定について、当局の追加説明を求めました。

路線名は、大坪集会所線で、民家や集会所があり、以前から生活道路として利用されていた。幅員が狭いということで生活に支障があり、平成18年に町で買収、また、寄附していただいて分筆と所有権の移転を行っている。その後、底地は町有地になっているが、特に農道等の認定はされずに、生活用道路として使用されていた。このたび地元から町道認定の要望があり、利用の形態等確認した結果、町道として認定することが妥当と判断したとの説明を受けました。

続いて、現地調査を行い、建設課長、室長及び室長補佐に対応していただきました。

現地調査を終え、会議を再開いたしました。

主な質疑では、生活道の基準はあるのかについて、特にはないが、個人の家とか、集会所など生活に必要な道路であるとの答弁をいただきました。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はありませんでした。

討論を終結し、採決に入りました。

挙手全員により、本委員会では原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続いて、議案第59号、佐用町森林環境譲与税基金条例の制定について、当局の追加説明を求めました。

本年度より森林環境譲与税が交付されることになった。今後、この譲与税を活用して森林整備の事業を本格化させていく。森林環境譲与税については、交付されたものを一般財源という会計上の扱いになるが、実質、森林整備事業に使うという特定財源。本年度のように、事業費に対して余裕がある場合については、基金として置いて将来使う。また、この森林環境譲与税以外にも将来的に必要と認められる財源が生じた場合には、この基金に積み立てて譲与税の有効活用と、財源調整を図るという意味で基金条例を制定するとの説明を受けました。

質疑に入りましたが、質疑はありませんでした。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はありませんでした。

討論を終結し、採決に入りました。

挙手全員により、本委員会では原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、報告とさせていただきますが、詳細については、報告書をご参照ください。以上です。

議長（山本幹雄君） 産業厚生常任委員長の審査報告は終わりました。

それでは、議案第51号から順次、委員長報告に対する質疑及び討論・採決を続けて行

いますので、よろしく申し上げます。

まず、議案第 51 号、町道路線の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これから討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 51 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第 51 号、町道路線の認定については、原案のとおり可決されました。
続いて、議案第 59 号、佐用町森林環境譲与税基金条例の制定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これから討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 59 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第 59 号、佐用町森林環境譲与税基金条例の制定については、原案のとおり可決されました。

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第 6 に入ります。日程第 6 から日程第 9 については、本日追加提出の案件ではありますが、議案書は予定案件として前もって配付しており、ご熟読のことと思いますので、会議の進行上、議案の朗読を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

日程第6．報告第7号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解することについて）

議長（山本幹雄君） それでは、日程第6、報告第7号、専決処分の報告について、損害賠償の額を定め和解することについて、町長より報告があります。

町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました報告第7号、専決処分の報告、提案のご説明を申し上げます。

本件は、佐用町西下野集落内に設置の資源回収ステーションにおきまして、資源ごみを収集する際に、佐用クリーンセンター職員の運転するごみ収集車が青木集会所の屋根に接触し、破損した損害につきまして、町に損害賠償責任が生じ、相手方とその賠償額を決定し、和解したことを報告申し上げるものでございます。

事故の概要は、令和元年10月9日午前11時ごろ、佐用町西下野534番地1地先の青木集会所敷地内に設置の資源回収ステーションの資源ごみを収集するため、収集車両を県道53号線から敷地内にバックで進入し、進入中に、車両の後部が集会所の屋根の角に接触し、破損したというものでございます。

町として、国家賠償法に基づく損害賠償責任を認め、建物修理費の全額として、1万6,500円を支払うという内容で、11月30日に地方自治法第180条第1項及び町長の専決処分事項に関する条例の規定により、損害賠償の額を定め和解することについて専決処分を行いましたので、これをご報告いたします。

以上でございます。

議長（山本幹雄君） 以上で、町長の報告は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、9番、岡本君。

9番（岡本義次君） 金額は、そんな1万6,500円とかって少ないんですけど、これ助手が乗っておるでしょう。そして、助手が降りて、笛でも吹いたりして、どこら辺までバックしたらええとか、そういうようなことはやっておるんですか。やっていないんですか。

〔住民課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、敏蔭住民課長。

住民課長（敏蔭高弘君） 今回の件でございますけれども、確かに、運転手と助手ということで、2人で収集作業に当たっております。

当日でございますけれども、当日は瓶の回収車ということで、パッカー車では一番大きい車でございます。高さが大体 2.6 メーターの車高でございます、そのバックにつきましても、車の運転席にバックモニターというのを付けております。当然、助手が降りて、後方確認等を行いながら、運転手も、その誘導等によって行うわけですが、当日、そのバックモニターを見ている時に、ちょうど、太陽が南側が、ちょうど当たったという瞬間に接触してしまったということでございました。

これも運転手並びに、その助手のほうの的確に指導をしておれば防げたものと思っております。

今回の件につきましてもバックモニターを過信して運転していたということでございますので、今後は気をつけて収集作業に当たりたいと思っております。

議長（山本幹雄君） はい、よろしいですか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、岡本君。

9 番（岡本義次君） 助手が乗っておるんだったら、当然、バックする折は、降りて笛でも持ってあって、人がいないかとか、そういう支障物があるかないかも確認してやっていかんと、また、こういうことが起きると思いますので、そこらへんは、十分注意していただきたいと思います。

議長（山本幹雄君） はい、よろしいか。ほかありますか。
ほかないようですので、これで本件に対する質疑を終結します。

日程第 7. 議案第 88 号 工事請負契約の変更について（さよう木材ステーション整備事業 佐用クリーンセンター工場棟解体工事）

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第 7、議案第 88 号、工事請負契約の変更について、さよう木材ステーション整備事業佐用クリーンセンター工場棟解体工事を議題とします。
提案に対する当局の説明を求めます。はい、町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 88 号、工事請負契約の変更につきまして、提案のご説明を申し上げます。

本工事請負契約の変更は 2 月臨時会で契約の承認をいただきました、さよう木材ステーション整備事業、旧佐用クリーンセンター工場棟解体工事における契約額を増額変更しようとするものでございます。

変更の理由といたしましては、当初、旧資源化棟につきましては、内部機器類の除去のみの契約でございましたが、屋根、雨どい、また、外壁等、建物全体に劣化が見られ、今後、この建物を収集車等の車庫として活用をしていく上において、これを今回修理をして

おく必要があるというふうに判断したところであります。

また焼却棟の解体後は、この敷地を、当初の契約では砕石敷きのみとしておりましたけれども、今後、木材ステーション等に利用していく上では、これをアスファルト舗装の仕上げを行っておくほうがよいというふうに判断をいたしました。

現在、施工中の本工事に、これらを追加をし、一体的に施工することにより、施工責任の明確化が図られ、かつ工期の短縮、経費節減などの効率化が図られるために、追加工事を行うことによる工事費の増額でございます。

消費税込みの契約額、当初2億7,864万円を2,288万円増額して、3億152万円に変更しようとするものでございます。

佐用町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の承認議決をお願いするものでございます。

ご承認賜りますように、お願い申し上げて、提案の説明とさせていただきます。

議長（山本幹雄君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

なお、本案については、本日即決とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第88号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第88号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第88号、工事請負契約の変更について、さよう木材ステーション整備事業佐用クリーンセンター工場棟解体工事は、原案のとおり可決されました。

日程第8．同意第2号 佐用町監査委員の選任につき同意を求めることについて

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第8、同意第2号、佐用町監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただ今、上程いただきました同意第2号、佐用町監査委員の選任同意について、ご説明を申し上げます。

識見を有する者として選任しております樫本忠美監査委員が、本年 12 月 31 日をもって任期満了となります。

つきましては、引き続き監査委員に就任願いたく、地方自治法第 196 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

経歴等につきましては裏面のとおりで、記載のとおりであり、監査委員としての識見を有する適任者であります。

なお、任期は令和 2 年 1 月 1 日から令和 5 年 12 月 31 日までの 4 年間でございます。

ご同意いただきますように、お願いを申し上げて、提案の説明とさせていただきます。

議長（山本幹雄君） 提案に対する当局の説明は終わりました。

なお、本案については、本日即決とします。

この際、お諮りします。本案件については、人事案件でありますので、直ちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めます。

それでは、これより同意第 2 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

同意第 2 号は、これに同意することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、同意第 2 号、佐用町監査委員の選任につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

日程第 9．同意第 3 号 佐用町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第 9、同意第 3 号、佐用町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました同意第 3 号、佐用町教育委員会委員の任命につき同意を求めることにつきまして、提案のご説明を申し上げます。

本件は、教育委員、矢内正敏氏の任期が令和元年 12 月 26 日をもって満了するため、その後任に花尾睦明氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

教育委員は、同条項に人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有するものと規定がされており、花尾氏は適任者であるというふうに思います。

任期は 4 年間で、令和元年 12 月 27 日から令和 5 年 12 月 26 日までとなります。

なお、花尾氏の経歴につきましては、経歴書のとおりでございますので、ご説明は省略をさせていただきます。

ご同意を賜りますように、お願いを申し上げて、提案の説明とさせていただきます。

議長（山本幹雄君） 提案に対する当局の説明は終わりました。
なお、本案については、本日即決とします。
この際、お諮りします。本案件については、人事案件でありますので、直ちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めます。
それでは、これより同意第3号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
同意第3号は、これに同意することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、同意第3号、佐用町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

日程第10. 閉会中の常任委員会所管事務調査について

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第10に入ります。
日程第10は、閉会中の常任委員会の所管事務調査についてであります。
お諮りします。閉会中の各委員会の所管事務調査及び継続調査については、別紙、申し出のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めます。よって、閉会中の各委員会の所管事務調査及び継続調査については、別紙申し出のとおり決定しました。

日程第11. 議員派遣について

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第11、議員派遣についてを議題とします。
お諮りします。議員の派遣については、別紙に記載のとおり派遣することにしたいと思
います。なお、派遣の内容に変更が生じた場合は、議長に一任願います。これに、ご異議
ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めます。よって、議員派遣については、別紙に記載
のとおり派遣することに決定しました。

議長（山本幹雄君） 以上で、本日の日程は終了しました。

お諮りします。これもちまして、今期定例会に付議されました案件は、全て終了しましたので、閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めます。よって、第 92 回佐用町議会定例会はこれをもって閉会します。

午前 10 時 11 分 閉会

議長挨拶

議長（山本幹雄君） 本定例会も今月の 3 日から始まり、18 日間の会期をもって、本日最終日を迎えることになりました。

議案 43 件、発議 5 件、報告 1 件、同意 2 件を慎重審議していただき、適切妥当な結論を出していただきましたことを感謝申し上げ、閉会の挨拶といたします。

町長、挨拶をお願いします。

町長挨拶

町長（庵途典章君） それでは、12 月定例会閉会に当たりまして、一言お礼の御挨拶をさせていただきます。

また、この後、若干、行政報告もさせていただきますけれども、まず、御挨拶を、閉会の御挨拶としてさせていただきます。

12 月議会におきましても、それぞれ提案をさせていただきました案件につきまして、慎重に審議をいただき、原案のとおり可決承認いただきまして、まず、ありがとうございます。

今年も、あと残すところわずかとなりましたが、令和元年度におきましては、まだ四半期が残っております。

まず、今年 1 年間、本当に佐用町におきましては、大きな、そうした災害出来事というものも特別になく、珍しくといたしますか、そういう感じで平穏な 1 年であったことを、大変ありがたく思っております。

議員各位におかれましては、それぞれご精励をいただき、また、町行政の推進に当たりまして、大変お世話になりまして、本当にありがとうございます。

まずは、今年、そうした災害のない年でしたけれども、来年もこのような穏やかな平穏な年であることを、お互いに願いたいと思います。

そして、それぞれまた、令和 2 年、新しい年を、本当に家族おそろいで健やかにお迎えをいただき、また、引き続いて、来年もご活躍をいただきますように、どうぞよろしくお願い申し上げます、閉会に当たりましての御挨拶にかえさせていただきます。

まことに、ありがとうございます。

議長（山本幹雄君） それでは、御苦労さまでした。